

徳島県規則第三十一号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十六条第四項中「の各号」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十五条の規定により公の施設の利用につき徴収する使用料

第十六条の四の見出しを「（出納機関の確認）」に改め、同条中「審査しなければ」を「確認しなければ」に改める。

第十七条第三項中「その他次の各号に掲げる歳入」を「並びに県税及びこれに伴う県税外諸収入（総合県民局又は徳島県東部県税局の窓口において収納するものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「前項第一号に掲げる歳入を収納したときは納入通知書の領収欄に領収印（別表第五）を押し、同項第二号に掲げる歳入を収納したときは」を「前項の規定により県税又はこれに伴う県税外諸収入を直接収納したときは、」に、「それぞれ当該歳入」を「当該県税又はこれに伴う県税外諸収入」に改める。

第十八条の四第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第二十四条第三項中「それぞれ繰り越した日後十五日以内に」を削る。

第二十七条の三第一項の表第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「次長（」を「副本部長又は次長（」に改める。

第二十七条の六中「区分」を「経費の区分」に改め、同条第三号を次のように改める。
三 定例的経費（次号に掲げるものを除く。） 一箇月分の所要予定金額（支払期日が定まっている経費にあつては、当該支払期日ごとの所要予定金額）

第二十七条の六中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 定例的経費（次条第一項の規定により預金口座を設けている資金前渡担任者が口座振替の方法により支払をするものに限る。） 六箇月分（第二十七条第十四号に掲げる経費にあつては、十二箇月分）の所要予定金額
第二十七条の九の見出しを「（資金前渡金の整理等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 定例的経費（第二十七条の六第四号に掲げるものであつて、当該経費に係る所要予定金額の算定の基礎とした期間が一箇月を超えるものに限る。）の資金前渡担任者は、口座振替の方法により支払をした日から十日以内に、当該支払をした日現在における資金前渡金の出納の状況を明らかにした書類及び第二十七条の七第一項の規定による預金の通帳の写しを支出命令権者に提出しなければならない。

第四十四条第一項中「以内に」の下に「精算をし」を加え、「」を支出命令権者」を「」に關係書類を添えて、支出命令権者」に改め、同条第二項中「ついては」を「あつては

「に、「あつては、三箇月」を「あつては三箇月、定例的経費（第二十七条の六第四号に掲げるものであつて、当該経費に係る所要予定金額の算定の基礎とした期間が一箇月を超えるものに限る。）に係る資金にあつては当該経費に係る所要予定金額の算定の基礎とした期間に相当する期間」に、「精算調書を」「精算をし、精算調書に係る書類を添えて、」に改め、同条第三項中「以内に」の下に「精算をし」を加え、「を支出命令権者」を「に係る書類を添えて、支出命令権者」に改め、同条第六項中「の各号」を削り、「経費に」「経費のうち交付を受けた資金と当該資金に係る精算調書の精算額とが同額であるものに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他知事が定める経費

第四十七条の三の見出しを「（歳入徴収権者等が備えるべき帳簿等）」に改め、同条中「を備え」を「その他必要な書類を備え」に改める。

第九十一条第二項第三号を次のように改める。

三 新聞、雑誌、パンフレットその他これらに類するもの

別表第五を次のように改める。

別表第五 削除

別表第八その一の表12の項中「契約書の作成を省略するもの、」を削り、同その一の表20の項を次のように改める。

20 貸付金	契約を締結するとき。	契約金額	申請書等及び契約書又は確約書	
--------	------------	------	----------------	--

様式目次中 「その二 授業料納入通知書」を「その二 納入通知書（払込書）」に改める。

様式第十号中その二を削り、その三をその二とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。